

「日本銀行戸田分館における現金授受事務の委託に関する基準」中一部改正

表題を横線のとおり改める。

「日本銀行戸田分館本店における現金授受事務の委託に関する基準」

本文を横線のとおり改める。

日本銀行の当座預金取引の相手方である金融機関等（以下「取引先金融機関等」という。）が、日本銀行本店との間で行う当座預金取引に関し、日本銀行本店（日本橋本店営業所または戸田分館（日本銀行発券センター）をいう。以下同じ。）における現金授受事務（現金の入金または払戻しに伴う現金授受事務およびこれに付随する日本銀行との間の諸連絡をいう。以下同じ。）を他者に委託する場合の条件は、以下のとおりとする。

1. 日本銀行戸田分館本店における現金授受事務を委託する者（以下「委託先」という。）の範囲は、以下のとおりとすること。なお、~~(1)および(4)の子会社とは、取引先金融機関等またはその持株会社が、その総株主等の議決権の過半数を有する他の会社をいう。~~

(1) 取引先金融機関等の子会社（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第8項に定める子会社をいう。以下同じ。）または取引先金融機関等の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社

(2) }
略（不変）
(5) }

以下略（不変）

「日本銀行戸田分館における現金授受事務の委託に関する
基準細目」中一部改正

表題を横線のとおり改める。

「日本銀行戸田分館本店における現金授受事務の委託に関する基準細目」

本文を横線のとおり改める。

「日本銀行戸田分館本店との間の現金授受事務の委託に関する基準」(以下「委託基準」という。)に定める条件の細目は、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。なお、本細目における用語の定義は、委託基準に定めるところによる。

1. 略(不変)
2. 取引先金融機関等が警備輸送会社を委託先とする場合において、以下のいずれかの条件を満たすときは、特段の事情がない限り、委託基準3.(4)に定める「相応の実績」の要件を満たすものとして取扱う。
 - (1) 直前の1年間のうちに、取引先金融機関等(当該委託先に現金授受事務を委託しようとする取引先金融機関等に限らない。以下(2)において同じ。)からの委託を受けて、またはこれに同伴して日本銀行のいずれかの本支店の大口受払ブース内に立入り、当該取引先金融機関等の現金授受事務を実施または補助した経験があること。
 - (2) 略(不変)